

第2 連結納税基本通達関係

平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同「連結納税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1節 納税地及び納税義務</p> <p>第2節 完全支配関係</p> <p>第3節 連結納税に係る承認申請等</p> <p>第4節 事業年度及び連結事業年度</p> <p>第5節 連結同族会社</p> <p>第6節 組織再編成</p> <p>第7節 資本金等の額及び資本等取引</p> <p>第8節 連結利益積立金額</p> <p>第9節 仮決算における経理</p> <p>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</p> <p>第1節 収益等の計上に関する通則</p> <p>第1款 棚卸資産の販売による収益</p> <p>第2款 請負による収益</p> <p>第3款 固定資産の譲渡等による収益</p> <p>第4款 短期売買商品の譲渡による損益</p> <p>第5款 有価証券の譲渡による損益</p> <p>第6款 利子、配当、使用料等に係る収益</p> <p>第7款 その他の収益等</p>

第2節 費用及び損失の計算に関する通則

第1款 売上原価等

第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第9款 短期売買商品の時価評価損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

第2節 費用及び損失の計算に関する通則

第1款 売上原価等

第2款 販売費及び一般管理費等

第3款 損失

第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

第1款 有価証券の譲渡損益等

第2款 有価証券の取得価額

第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等

第5款 有価証券の時価評価損益

第6款 デリバティブ取引に係る損益等

第7款 ヘッジ処理による損益

第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法

第9款 短期売買商品の時価評価損益

第4節 収益及び費用の帰属時期の特例

第1款 長期割賦販売等

第2款 工事の請負

第5節 割戻し

第1款 売上割戻し

第2款 仕入割戻し

第6節 その他

第3章 受取配当等

第1節 受取配当等の金額

第2節 負債の利子の計算

第1款 支払利子

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第3節 <u>外国子会社から受ける配当等</u></p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p>	<p>第2款 控除する負債の利子の計算</p> <p>第4章 その他の益金等</p> <p>第1節 資産の評価益</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 有価証券の評価益</p> <p>第3款 固定資産の評価益</p> <p>第4款 その他</p> <p>第2節 受贈益</p> <p>第1款 広告宣伝用資産等の受贈益</p> <p>第2款 未払給与の免除益</p> <p>第5章 棚卸資産の評価</p> <p>第1節 棚卸資産の取得価額</p> <p>第1款 購入した棚卸資産</p> <p>第2款 製造等に係る棚卸資産</p> <p>第2節 棚卸資産の評価の方法</p> <p>第1款 原価法</p> <p>第2款 低価法</p> <p>第3款 評価の方法の選定及び変更</p> <p>第3節 原価差額の調整</p> <p>第4節 棚卸しの手続</p> <p>第6章 減価償却資産の償却等</p>

第1節 減価償却資産の範囲

第1款 減価償却資産

第2款 少額の減価償却資産等

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第6節の2 リース資産の償却等

第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義

第2款 賃借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第4款 その他

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

第1節 減価償却資産の範囲

第1款 減価償却資産

第2款 少額の減価償却資産等

第2節 減価償却の方法

第3節 固定資産の取得価額等

第1款 固定資産の取得価額

第2款 耐用年数の短縮

第4節 償却限度額等

第1款 通則

第2款 償却方法を変更した場合の償却限度額

第3款 増加償却

第4款 陳腐化償却

第5款 償却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産

第5節 償却費の損金経理

第6節 特殊な資産についての償却計算

第1款 鉱業用減価償却資産の償却

第2款 取替資産についての償却

第3款 特別な償却率を適用する資産の償却

第4款 生物の償却

第6節の2 リース資産の償却等

第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義

第2款 賃借人の処理

第3款 賃貸人の処理

第4款 その他

第7節 除却損失等

第1款 除却損失等の損金算入

改 正 後	改 正 前
<p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p>	<p>第2款 総合償却資産の除却価額等</p> <p>第3款 個別償却資産の除却価額等</p> <p>第8節 資本的支出と修繕費</p> <p>第9節 劣化資産</p> <p>第7章 繰延資産の償却</p> <p>第1節 繰延資産の意義及び範囲等</p> <p>第2節 繰延資産の償却期間</p> <p>第3節 償却費の計算</p> <p>第8章 その他の損金</p> <p>第1節 資産の評価損</p> <p>第1款 通則</p> <p>第2款 棚卸資産の評価損</p> <p>第3款 有価証券の評価損</p> <p>第4款 固定資産の評価損</p> <p>第2節 役員給与等</p> <p>第1款 役員等の範囲</p> <p>第2款 経済的な利益の供与</p> <p>第3款 定期同額給与</p> <p>第4款 事前確定届出給与</p> <p>第5款 損金の額に算入される利益連動給与</p> <p>第6款 過大な役員給与の額</p> <p>第7款 退職給与</p> <p>第8款 使用人給与</p>

- 第9款 転籍、出向者に対する給与等
- 第10款 特殊支配同族会社の役員給与
- 第11款 新株予約権を対価とする費用等
- 第12款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡

第3節 保険料等

第4節 寄附金

- 第1款 寄附金の範囲等
- 第2款 国等に対する寄附金
- 第3款 被災者に対する義援金等
- 第4款 その他

第5節 租税公課等

第1款 租税

第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等

- 第3款 第二次納税義務による納付税額
- 第4款 賦課金、納付金等

第5款 罰料金

第6節 貸倒損失

- 第1款 金銭債権の貸倒れ
- 第2款 返品債権特別勘定

第7節 負担金

第8節 その他の経費

- 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用
- 第2款 海外渡航費
- 第3款 会費及び入会金等の費用
- 第4款 その他

- 第9款 転籍、出向者に対する給与等
- 第10款 特殊支配同族会社の役員給与
- 第11款 新株予約権を対価とする費用等
- 第12款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡

第3節 保険料等

第4節 寄附金

- 第1款 寄附金の範囲等
- 第2款 国等に対する寄附金
- 第3款 被災者に対する義援金等
- 第4款 その他

第5節 租税公課

第1款 租税

第2款 罰料金

- 第3款 第二次納税義務による納付税額
- 第4款 賦課金、納付金等

第6節 貸倒損失

- 第1款 金銭債権の貸倒れ
- 第2款 返品債権特別勘定

第7節 負担金

第8節 その他の経費

- 第1款 商品等の販売に要する景品等の費用
- 第2款 海外渡航費
- 第3款 会費及び入会金等の費用
- 第4款 その他

改 正 後	改 正 前
<p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p>	<p>第9章 圧縮記帳</p> <p>第1節 圧縮記帳の通則</p> <p>第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳</p> <p>第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳</p> <p>第10章 引当金</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第1款 通則</p> <p style="padding-left: 2em;">第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p style="padding-left: 2em;">第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金</p> <p>第3節 返品調整引当金</p> <p>第11章 繰越連結欠損金</p> <p>第1節 連結事業年度の連結欠損金</p> <p>第2節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金</p> <p>第12章 組織再編成に係る連結所得の金額の計算</p> <p>第1節 通則</p> <p>第2節 特定資産に係る譲渡等損失額</p> <p>第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益</p>

第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算

第 1 節 時価評価法人

第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

第 3 節 連結納税への加入等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理

第 14 章 連結法人間取引の損益調整

第 1 節 通則

第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ

第 15 章 リース取引

第 1 節 リース取引の意義

第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引

第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第 2 款 譲渡人の処理

第 3 款 譲受人の処理

第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等

第 1 節 通則

第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算

第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算

第 17 章 外貨建取引の換算等

第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等

第 13 章 連結納税への加入等に伴う連結所得の金額の計算

第 1 節 時価評価法人

第 2 節 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

第 3 節 連結納税への加入等に伴う長期割賦販売等に係る収益及び費用の処理

第 14 章 連結法人間取引の損益調整

第 1 節 通則

第 2 節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

第 3 節 譲渡損益調整額の戻入れ

第 15 章 リース取引

第 1 節 リース取引の意義

第 2 節 金銭の貸借とされるリース取引

第 1 款 金銭の貸借とされるリース取引の判定

第 2 款 譲渡人の処理

第 3 款 譲受人の処理

第 15 章の 2 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算等

第 1 節 通則

第 2 節 法人課税信託に係る連結所得の金額の計算

第 16 章 借地権の設定等に伴う連結所得の金額の計算

第 17 章 外貨建取引の換算等

第 1 節 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
第2節 外貨建資産等の換算等	第2節 外貨建資産等の換算等
第18章 特殊な損益の計算	第18章 特殊な損益の計算
第1節 特殊な団体の損益	第1節 特殊な団体の損益
第1款 組合事業による損益	第1款 組合事業による損益
第2款 従業員団体の損益	第2款 従業員団体の損益
第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金	第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金
第1款 事業分量配当等	第1款 事業分量配当等
第2款 特別の賦課金	第2款 特別の賦課金
第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益	第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益
第1款 更生会社等の損益等	第1款 更生会社等の損益等
第2款 債権者等の損益	第2款 債権者等の損益
第4節 受益者等課税信託による損益	第4節 受益者等課税信託による損益
第19章 税額の計算	第19章 税額の計算
第1節 連結特定同族会社の特別税率	第1節 連結特定同族会社の特別税率
第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける連結特定同族会社の範囲
第2款 連結留保金額の計算	第2款 連結留保金額の計算
第2節 所得税額の控除	第2節 所得税額の控除
第3節 外国税額の控除	第3節 外国税額の控除
第1款 通則	第1款 通則
第2款 外国法人税の <u>控除</u>	第2款 外国法人税の <u>直接控除</u>
	第3款 <u>外国子会社に係る外国法人税の間接控除</u>
	第4款 <u>外国孫会社に係る外国法人税の間接控除</u>
第3款 <u>その他</u>	第5款 <u>その他</u>

<p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過的处理</p>	<p>第4節 連結所得金額の端数計算</p> <p>第20章 申告、納付及び還付</p> <p>第1節 申告及び納付</p> <p>第2節 還付</p> <p>経過的处理</p>
-------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------

二 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-34</p> <p>.....措置法第68条の90第1項(連結法人に係る特定外国子会社等の個別課税対象金額の益金算入).....<u>第68条の93の2第1項(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の個別課税対象金額の益金算入)</u>.....</p> <p>(注)</p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2-1-35</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>.....<u>法第33条第2項及び第3項</u>.....</p>	<p>(送金が許可されない利子、配当等の帰属時期の特例)</p> <p>2-1-34</p> <p>.....措置法第68条の90第1項(連結法人に係る特定外国子会社等の<u>留保金額</u>の益金算入).....<u>第68条の93の6第1項(特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人の留保金額の益金算入)</u>.....</p> <p>...</p> <p>(注)</p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2-1-35</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>.....<u>法第33条第2項</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
(5)	(5)
(6)	(6)
(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)	(デリバティブ取引に係る契約に基づく資産の取得による損益の計上)
2-1-38	2-1-38
.....金融商品(平成20年3月10日付企業会計基準第10号).....金融商品(平成18年8月11日付企業会計基準第10号).....
.....
(注)1	(注)1
2	2

三 外国子会社から受ける配当等

改 正 後	改 正 前
第3節 外国子会社から受ける配当等	(新 設)
<u>(外国子会社の要件のうち「その状態が継続していること」の意義)</u>	(新 設)
<u>3-3-1 連結法人が、令第22条の3第1項(外国子会社の要件等)の剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上継続しているかどうかを判定する場合において、当該連結法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人が当該剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日以前6月の期間(以下3-3-3において「株式保有期間」という。)継続して連結法人であったかどうかは問わないことに留意する。</u>	

(一の連結事業年度に2以上の剰余金の配当等を同一の外国法人から受ける場合の外国子会社の判定)

3-3-2 連結法人が一の連結事業年度に2以上の剰余金の配当等（法第23条第1項第1号（受取配当等の益金不算入）に規定する剰余金の配当若しくは利益の配当又は剰余金の分配をいう。以下3-3-2において同じ。）を同一の外国法人から受ける場合において、当該外国法人が外国子会社（法第23条の2第1項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する「外国子会社」をいう。以下3-3-3において同じ。）に該当するかどうかは、それぞれの剰余金の配当等の額の支払義務が確定する日（令第22条の3第1項（外国子会社の要件等）に規定する「支払義務が確定する日」をいう。）において当該連結法人の保有する当該外国法人の株式又は出資の数又は金額に基づいて判定することに留意する。

(新 設)

(租税条約の適用がある場合の外国子会社の判定)

3-3-3 連結法人に係る外国子会社の判定において、その判定の対象となる外国法人が租税条約の二重課税排除条項（令第22条の3第4項（外国子会社の要件等）に規定する「二重課税排除条項」をいう。以下3-3-3において同じ。）により当該外国法人の法第23条の2第1項（外国子会社から受ける配当等の益金不算入）に規定する発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額に係る保有割合が軽減されている相手国の外国法人である場合には、当該連結法人及び当該連結法人との間に連結完全支配関係を有する他の連結法人が保有している当該外国法人の発行済株式又は出資の数又は金額を合計した数又は金額の保有割合が25%未満であっても、当該連結法人が当該租税条約の二重課税排除条項に定める保有割合以上の株式又は出資を株式保有期間を通じて有するときは、当該連結法人については同項の規定の適用があることに留意する。

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>(外国源泉税等の額を課されたことを証する書類)</u></p> <p>3-3-4 規則第8条の5第3号(外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する書類)の「<u>外国源泉税等の額を課されたことを証する……その納付を証する書類</u>」には、申告書の写し又は現地の税務官署が発行する納税証明書等のほか、<u>更正若しくは決定に係る通知書、賦課決定通知書、納税告知書、源泉徴収の外国源泉税等に係る源泉徴収票その他これらに準ずる書類又はこれらの書類の写しが含まれる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

四 資産の評価益

改 正 後	改 正 前
<p><u>(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本金等の額及び借入金等の額)</u></p> <p>4-1-9 ……………</p> <p>……………法第 25 条第 3 項に規定する再生計画認可の決定があったこと その他これに準ずる事実 <u>(以下 4-1-9 において「再生計画認可の決定等の 事実」という。)</u> ……………</p> <p><u>(注) 令第 24 条の 2 第 4 項第 5 号の「借入金その他の債務で利子の支払の基因と なるものの額」(以下 4-1-9 において「借入金等の額」という。)</u> は、再 生計画認可の決定等の事実が生じた時の直前における借入金等の額となるこ とに留意する。</p>	<p><u>(再生計画認可の決定等の事実が生じた場合の資本金等の額)</u></p> <p>4-1-9 ……………</p> <p>……………法第 25 条第 3 項に規定する再生計画認可の決定があったこと その他これに準ずる事実……………</p>

五 棚卸資産の評価の方法

改 正 後	改 正 前
<p>5-2-2 <u>削 除</u></p> <p>(月別総平均法等)</p> <p>5-2-3 1月ごとに総平均法又は移動平均法により……………それぞれ総平均法又は移動平均法に該当するものとする。</p> <p>(6月ごと総平均法等)</p> <p>5-2-4 6月ごとに総平均法又は売価還元法により……………それぞれ総平均法又は売価還元法に該当するものとする。</p> <p>(注) ……………</p> <p>(売価還元法により評価額を計算する場合の期中に販売した棚卸資産の対価の総額の計算)</p> <p>5-2-7 ……………<u>令第28条第1項第1号へ</u>……………</p> <p>(売価還元法により評価額を計算する場合の通常の販売価額の総額の計算)</p> <p>5-2-8 ……………<u>令第28条第1項第1号へ</u>……………</p>	<p><u>(その都度後入先出法)</u></p> <p>5-2-2 <u>棚卸資産の払出しの都度、その払出し後に残る棚卸資産を当該払出しの日から最も遠い日において取得した棚卸資産から順次成るものとみなして当該連結事業年度終了の日における棚卸資産の取得価額を計算する方法は、後入先出法に該当するものとする。</u></p> <p>(月別後入先出法等)</p> <p>5-2-3 1月ごとに後入先出法、総平均法、移動平均法又は単純平均法により……………それぞれ後入先出法、総平均法、移動平均法又は単純平均法に該当するものとする。</p> <p>(6月ごと後入先出法等)</p> <p>5-2-4 6月ごとに後入先出法、総平均法、単純平均法又は売価還元法により……………それぞれ後入先出法、総平均法、単純平均法又は売価還元法に該当するものとする。</p> <p>(注) ……………</p> <p>(売価還元法により評価額を計算する場合の期中に販売した棚卸資産の対価の総額の計算)</p> <p>5-2-7 ……………<u>令第28条第1項第1号</u>……………</p> <p>(売価還元法により評価額を計算する場合の通常の販売価額の総額の計算)</p> <p>5-2-8 ……………<u>令第28条第1項第1号</u>……………</p>

改 正 後	改 正 前
(原価の率が100%を超える場合の売価還元法の適用) 5-2-9 <u>令第28条第1項第1号へ</u>	(原価の率が100%を超える場合の売価還元法の適用) 5-2-9 <u>令第28条第1項第1号</u>

六 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
(評価損の判定の単位) 8-1-1 (1) <u>土地等</u> (土地の上に存する権利を含む。) 一筆 (一体として事業の用に 供される一団の土地等にあつては、その一団の土地等) ごと (2) 建物 一棟 (建物の区分所有等に関する法律第1条の規定に該当する建物 にあつては、同法第2条第1項に規定する建物の部分) ごと (3) (4) <u>令第68条第1項(資産の評価損の計上ができる事実)に規 定する</u> (5)	(評価損の判定の単位) 8-1-1 (1) <u>土地</u> (土地の上に存する権利を含む。) 一筆ごと (2) 建物 一棟ごと (3) (4) <u>令第68条第1項第1号(棚卸資産の評価損の計上ができる 事実)に掲げる</u> (5)
(評価損否認金等のある資産について評価損を計上した場合の処理) 8-1-2 <u>令第68条第1項(資産の評価損の計上ができる事 実)に規定する</u>	(評価損否認金等のある資産について評価損を計上した場合の処理) 8-1-2 <u>令第68条第1項各号(資産の評価損の計上ができる 場合)に掲げる</u>
(時価) 8-1-3 <u>同条第4項</u>	(時価) 8-1-3 <u>同条第3項</u>

(評価換えの対象となる資産の範囲)

8-1-3の2 連結法人の有する金銭債権は、法第33条第2項(資産の評価換えによる評価損の損金算入)の評価換えの対象とならないことに留意する。

(注) 令第68条第1項(資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「法的整理の事実」が生じた場合において、連結法人の有する金銭債権の帳簿価額を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額については、法第52条(貸倒引当金)の貸倒引当金勘定に繰り入れた金額として取り扱う。

(資産について評価損の計上ができる「法的整理の事実」の例示)

8-1-3の3 令第68条第1項(資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「法的整理の事実」には、例えば、民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、同法第124条第1項(財産の価額の評定等)の評定が行われることが該当する。

(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)

8-1-5 令第68条第1項第1号ハ(棚卸資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「イ又はロに準ずる特別の事実」には、例えば、破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができないようになったことが含まれる。

(新 設)

(新 設)

(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)

8-1-5 令第68条第1項第1号ニ(棚卸資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「イからハまでに準ずる特別の事実」とは、例えば次のような事実をいう。

- (1) 破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができないようになったこと。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、棚卸資産につき評価換えをする必要が生じたこと。

改 正 後	改 正 前
<p>(上場有価証券等の著しい価額の低下の判定)</p> <p>8-1-17 令第68条第1項第2号イ(上場有価証券等の評価損の計上ができる<u>事実</u>) ……………</p> <p> (注) 1 ……………</p> <p> 2 ……………</p> <p>(上場有価証券等の価額)</p> <p>8-1-18 ……………</p> <p>……………令第68条第1項第2号イ(上場有価証券等の評価損が計上できる<u>事実</u>) ……………</p> <p> (注) 1 ……………</p> <p> 2 ……………</p> <p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>8-1-19 令第68条第1項第2号ロ(上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる<u>事実</u>) ……………</p> <p> (1) ……………</p> <p> (2) ……………</p> <p>(上場有価証券等以外の有価証券に係る著しい価額の低下の判定)</p> <p>8-1-21 ……………令第68条第1項第2号ロ(上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる<u>事実</u>) ……………</p> <p> (注) ……………</p> <p>(増資払込み後における株式の評価損)</p>	<p>(上場有価証券等の著しい価額の低下の判定)</p> <p>8-1-17 令第68条第1項第2号イ(上場有価証券等の評価損の計上ができる<u>場合</u>) ……………</p> <p> (注) 1 ……………</p> <p> 2 ……………</p> <p>(上場有価証券等の価額)</p> <p>8-1-18 ……………</p> <p>……………令第68条第1項第2号イ(上場有価証券等の評価損が計上できる<u>場合</u>) ……………</p> <p> (注) 1 ……………</p> <p> 2 ……………</p> <p>(上場有価証券等以外の有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>8-1-19 令第68条第1項第2号ロ(上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる<u>場合</u>) ……………</p> <p> (1) ……………</p> <p> (2) ……………</p> <p>(上場有価証券等以外の有価証券に係る著しい価額の低下の判定)</p> <p>8-1-21 ……………令第68条第1項第2号ロ(上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる<u>場合</u>) ……………</p> <p> (注) ……………</p> <p>(増資払込み後における株式の評価損)</p>

8-1-22
.....令第68条第1項第2号ロ(上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる事実)

(資産評定に係る有価証券の価額)

8-1-25 の 2法第33条第4項.....

(固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)

8-1-26 令第68条第1項第3号ホ(固定資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「イからニまでに準ずる特別の事実」には、例えば、連結法人の有する固定資産がやむを得ない事情によりその取得の時から1年以上事業の用に供されないため、当該固定資産の価額が低下したと認められることが含まれる。

(固定資産について評価損の計上できない場合の例示)

8-1-27
.....令第68条第1項(資産の評価損の計上ができる事実)に規定する.....
(1)
(2)
(3)
(4)

8-1-22
.....令第68条第1項第2号ロ(上場有価証券等以外の有価証券の評価損の計上ができる場合)

(資産評定に係る有価証券の価額)

8-1-25 の 2法第33条第3項.....

(固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)

8-1-26 令第68条第1項第3号へ(固定資産の評価損の計上ができる事実)に規定する「イからホまでに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。

- (1) 連結法人の有する固定資産がやむを得ない事情によりその取得の時から1年以上事業の用に供されないため、当該固定資産の価額が低下したと認められること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、固定資産につき評価換えをする必要が生じたこと。

(固定資産について評価損の計上できない場合の例示)

8-1-27
.....令第68条第1項第3号(固定資産の評価損の計上ができる事実)に掲げる.....
(1)
(2)
(3)
(4)

改 正 後	改 正 前
<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>8-1-29</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>同条第4項</u>.....</p> <p>(注)</p>	<p>(減価償却資産の時価)</p> <p>8-1-29</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>同条第3項</u>.....</p> <p>(注)</p>

七 租税公課等

改 正 後	改 正 前
<p>第5節 <u>租税公課等</u></p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p style="text-align: center;">第5節 <u>租税公課</u></p> <p style="text-align: center;">第2款 <u>罰料金</u></p> <p><u>(役員等に対する罰料金等)</u></p> <p><u>8-5-6 連結法人がその役員又は使用人に対して課された罰金若しくは料、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が連結法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課せられたものであるときは連結法人の損金の額に算入しないものとし、その他のものであるときはその役員又は使用人に対する給与とする。</u></p> <p><u>(外国等が課する罰金又は料料に相当するもの)</u></p> <p><u>8-5-7 法第55条第4項第1号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する外国又はこれに準ずる者として政令で定める者が課する罰金又は科</u></p>

第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等

(連結法人に帰せられるものとして計算される金額を課税標準として当該連結法人に対して課せられる外国法人税)

8-5-6 令第78条の2第1項及び第2項(損金の額に算入されない外国源泉税等)に規定する外国法人税には、その所在地国でいわゆるパス・スルー課税が適用される事業体で、我が国においては外国法人に該当するものの所得のうち、その所在地国において構成員である連結法人に帰せられるものとして計算される金額に対して課される外国法人税が含まれる。

(第二次納税義務により納付し又は納入した金額の返還を受けた場合の益金不算入)

8-5-7

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

8-5-8

第5款 罰料金

(役員等に対する罰料金等)

8-5-9 連結法人がその役員又は使用人に対して課された罰金若しくは科

料に相当するものとは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又は外国の地方公共団体により課されるものをいう。

(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て課された罰金又は科料に相当するものに該当することに留意する。

(新 設)

(新 設)

(第二次納税義務により納付し又は納入した金額の返還を受けた場合の益金不算入)

8-5-8

(賦課金、納付金等の損金算入の時期)

8-5-9

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p><u>料、過料又は交通反則金を負担した場合において、その罰金等が連結法人の業務の遂行に関連してされた行為等に対して課されたものであるときは連結法人の損金の額に算入しないものとし、その他のものであるときはその役員又は使用人に対する給与とする。</u></p> <p><u>(外国等が課する罰金又は科料に相当するもの)</u></p> <p><u>8-5-10 法第55条第4項第1号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する外国又はその地方公共団体が課する罰金又は科料に相当するものとは、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て外国又はその地方公共団体により課されるものをいう。</u></p> <p><u>(注) いわゆる司法取引により支払われたものも、裁判手続(刑事訴訟手続)を経て課された罰金又は科料に相当するものに該当することに留意する。</u></p> <p><u>(外国等が納付を命ずる課徴金及び延滞金に類するもの)</u></p> <p><u>8-5-11 法第55条第4項第3号(不正行為等に係る費用等の損金不算入)に規定する「外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が納付を命ずるこれらに類するもの」とは、外国若しくはその地方公共団体又は国際機関が、法令等(市場における公正で自由な競争の実現を目的とするものに限る。)に基づいて納付を命ずるもの(同項第1号に掲げる罰金及び科料を除く。以下8-5-11において「外国課徴金」という。)をいう。</u></p> <p><u>(注) 欧州連合によるカルテル等違反への制裁金は、外国課徴金に該当する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>